(f)　贈与については、適当な場合には、支出された資金の回収もあり得べきものとして使用可能なものとすることができる。

(g)　基金は、銀行の域内開発途上加盟国が反対する場合には、当該加盟国の領域内における事業に対する資金供与を行うために使用されてはならない。

(h)　基金は、特定の目標を持ち、及び測定可能な成果を伴う形で業務を行う。基金の業務が及ぼす開発への効果については、第一条に定める基金の目的及び任務を考慮し、並びに次の観点からの最良の慣行を反映する成果の枠組みに基づいて、測定を行う。

(i)　事業計画レベル及び資金レベルの成果及び効果の測定、基金の効率性、革新の程度並びに革新、教訓及び知識の拡大における成功

(ii)　事業計画レベル及びポートフォリオの成果及び効果を評価する枠組み並びに測定及び評価のための適当な手段

(iii)　成果の公表

(i)　基金の業務は、貧困及びぜい弱性に対処し、ジェンダーの平等及び多様性又は気候及び環境に係る目標を支援し、並びにこれらの目標に対応する業務の対象を採用することを目的として、特定の成果を達成すること及び域内全体において効果を一層拡大することに寄与することを目指す。同様に、基金の業務は、利益を得るべき人々のために、新たな若しくは一層質の高い雇用の創出、金融サービスの拡張又はより良い技術及び気候に対する一層の強靱性を通じて、質の高い不可欠なサービス、教育及び健康へのより良いアクセス等の利益を生み出すことを目指す。また、基金の業務は、利益を得るべき企業のために、例えば企業の生産性、業務の実績及び気候変動に対する強靱性を向上させることにより、零細企業及び中小企業並びに新規創業の区分に該当する企業に利益を与えることを目指す。さらに、基金の業務は、規模が拡大されるべき事業のために、その効果の範囲を拡大することを目指す。

(j)　基金の業務は、効率性及び開発への効果を最大にするために計画され、及び実施される。拠出国委員会は、事業計画の準備及び実施のために現地機関と連携することを承認することができる。

第四条　拠出国委員会

第一項　構成

各拠出国は、拠出国委員会の会合に参加し、及びその会合における代表者を任命することができる。

第二項　責任

拠出国委員会は、高い水準の戦略的指導、業務の指揮及び基金に係る全ての事項にわたる包括的な監督の提供並びに基金の業務に関する提案の承認について責任を有するものとし、また、第一条第二項に定める基金の任務に基づき、開発上の高い利益、効率性、革新及び効果を伴う業務を通じて、基金の比較優位を最大にするよう努める。同委員会は、基金の任務に基づく業務について検討するものとし、また、当該任務に基づかない業務について検討することを拒否し、又は当該業務を段階的に廃止する。同委員会は、その責任を果たすに当たり、効率性の確保に努め、及び戦略的事項を重視する。このことは、拠出国が定める基準に従って特定の業務の承認のための権限を委任することを含み得る。

第三項　会合

(a)　拠出国委員会は、基金の業務上の必要に応じ、銀行の主たる事務所で会合する。銀行の書記（同委員会の書記を務めるものとする。）又は同委員会のいずれの代表者も、会合を招集することができる。同委員会は、必要に応じ、その組織並びに運営及び手続に関する規則を決定する。同委員会のいかなる会合においても、過半数の代表者であって拠出国の総投票権数の四分の三以上を代表するものが出席していなければならない。拠出予定国は、オブザーバーとして同委員会の会合に出席することができる。

(b)　借入国である拠出国のうち基金における投票権数の上位三箇国は、それぞれ、拠出国委員会の会合のために一人の個別の発言者を指名することができる。同様に、非借入国である拠出国のうち基金における投票権数の上位三箇国は、それぞれ、同委員会の会合のために一人の個別の発言者を指名することができる。これら六人の個別の発言者の指名に当たり、二以上の拠出国が同一の投票権数を有する場合において、該当するときは、当該拠出国の第一次ＭＩＦ、第二次ＭＩＦ及び第三次ＭＩＦへの拠出の合計額を考慮する。その他の拠出国は、同委員会の会合のために最大七までの国集団をそれぞれ代表する発言者を指名することができる。国集団の一部でありその代表者が国集団の発言者として指名されていない拠出国は、同委員会の会合において取り扱われるあらゆる事項について、個別の書面による陳述を提出することができるものとし、当該陳述は、関連する拠出国が要請する場合には個別の議事録に添付される。発言者でない代表者は、会合に出席し、及び会合において例外的に口頭による陳述を行うことができる。全ての事項についての投票は、次項の規定に基づく投票権数に従い、個別の拠出国によって行われる。国集団の設定は、拠出国間の共同の努力によるものであり、借入国である拠出国及び非借入国である拠出国の双方並びに比較的拠出の割合が大きい拠出国及び当該割合が小さい拠出国が均衡のとれた形で代表されることを重視するものとする。

(c)　拠出国委員会は、この協定の効力発生の日に、(b)に定める個別の及び国集団の発言者によって編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は付表Ａに係る拠出の総額の四分の一の額と了解するものとし、「(C)」の定義は予想される純益移転の総額の七分の一の額と了解するものとする。この場合において、全ての第三次ＭＩＦ残余拠出を払い込んだ拠出国のみが、個別の又は国集団の発言者を指名する資格を有する。同委員会は、この協定の効力発生の日から三年を経過する日に、次のとおり再編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は受諾書が寄託された付表Ａに係る拠出の総額と了解するものとし、「(C)」の定義は当該日の時点で既に行われた純益移転の額と了解するものとする。同委員会は、この協定の効力発生の日から六年を経過する日に、次のとおり再編成される。個別の発言者の指名に当たり、投票権数は、次項に定める方式を用いて計算される。ただし、「(B)」の定義は払込済みの付表Ａに係る拠出の額と了解するものとし、「(C)」の定義は行われた純益移転の額と了解するものとする。

第四項　投票

(a)　拠出国委員会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努める。合理的な努力を払ったにもかかわらずコンセンサス方式により決定を行うことができない場合には、同委員会は、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、総投票権数の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。

(b)　(i)　各拠出国の投票権数の割合は、次に掲げる(A)の額に(B)の額及び(C)の額を加えた額を、第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における第三次ＭＩＦの推定基金残高と正味現在価値との合計額に払込済みの付表Ａに係る拠出の総額及び行われた純益移転の額を加えた額で除して得たものとする。

(A)　第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における第三次ＭＩＦの推定基金残高と正味現在価値との合計額に当該拠出国の第三次ＭＩＦの投票権数の割合（(ii)に定めるもの）を乗じた額

(B)　当該拠出国による払込済みの付表Ａに係る拠出の額

(C)　行われた純益移転の総額に当該拠出国による比例配分された持分の割合を乗じた額

(ii)　第三次ＭＩＦの投票権数の割合は、拠出国の第一次ＭＩＦ及び第二次ＭＩＦへの拠出の額の割合に一億二千六十万合衆国ドルを乗じた額と、当該拠出国の第三次ＭＩＦへの払込済みの拠出の額との合計額を、第三次ＭＩＦ設定協定の終了の日における全ての拠出国による第三次ＭＩＦへの払込済みの拠出の総額に一億二千六十万合衆国ドルを加えた額で除した割合とする。

(iii)　投票権数は、この協定の効力発生の日から四半期ごとに調整される。

(iv)　投票権数は、該当する場合には、第二条第二項(c)の規定に従って調整係数の対象となる。